

とっとり SDGs 企業認証制度

申請の手引き



第2回公募期間：令和5年3月17日（金）～4月17日（月）

令和5年2月 鳥取県商工労働部

【問い合わせ先】

とっとり SDGs 企業認証サポート窓口（商工政策課内）

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

電話：0857-26-7538 F A X：0857-26-8117

メール：shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

目 次

1. とっとり SDGs 企業認証制度の概要	3
2. とっとり SDGs 企業認証の第 2 回公募	6
3. 申請書の記載方法	7
4. 審査のポイント	8
5. 申請内容の変更	9
6. 進捗報告	9
7. 情報公開	10
8. 認証の取消	10
9. 申請書の記入例	11
(様式 1 号) とっとり SDGs 企業認証申請書	11
(様式 2 号) とっとり SDGs 企業認証申請チェックシート	14
5. よくある質問と回答 (Q&A)	26

1. とっとり SDGs 企業認証制度の概要

(1) 制度の背景・目的

- 鳥取県では、地域社会や自然環境、県内産業を持続可能なものとしていくため、2030 年を目標年度とし、以下の3つの計画に取り組んでいます。

- ✓ 「鳥取県の将来ビジョン」及び「鳥取県令和新时代創生戦略」の目指す姿：持続可能な地域社会の実現
- ✓ 「鳥取県産業振興未来ビジョン」の基本目標：コロナ危機を克服し、県経済・産業の再生と持続的発展を実現
- ✓ 「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」の方針：環境に関連する SDGs の達成に向けた施策を「暮らし」、「地域」、「経済」において展開し、持続可能な社会の創造を目指す

- 企業活動においては、ESG 投融資市場の拡大に伴い、経営の持続性・発展性の判断材料として非財務情報開示について投資家からの要求が高まっているなど、経営環境に大きな変化が生じてきています。

※ ESG 投融資：国内外企業における事業活動の価値判断の一つとして、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の3分野を総称した「ESG」を判断材料として重視する投融資。

- こうした流れは、大企業やグローバル企業のみならず、地域の中小企業・小規模零細企業（以下「中小企業等」）にとっても、目の前の課題となりつつあります。

ひとくちメモ SDGs に関する世の中の動向

- トヨタ自動車や米アップル社などの大企業は、サプライチェーン(供給網)を通じ、労働者の人権配慮や CO₂ 排出量削減の要請を始めています。
- また、中高生のころから SDGs を学んできた「SDGs ネイティブ」の学生にとって、SDGs に取り組んでいることが、就職先を評価する基準のひとつになってきており、人材確保の面でも必要性が出てきています。

- このような中、県内中小企業等の SDGs・ESG の取組を後押しするため、令和4年4月にとっとり SDGs 企業認証制度を創設しました。

(2) とっとり SDGs 企業認証制度とは

- SDGs・ESG に関する開示基準については、国際的な統一の動きはあるものの、こうした開示基準は、グローバルに資金調達を行う大企業が取り組むべき内容となっており、必ずしも地域の中小企業等の経営実態に沿ったものとなっていないのが実情です。

- 本県が創設した「とっとり SDGs 企業認証制度」は、中小企業等が SDGs・ESG 経営に取り組む際の羅針盤として活用できるよう、国際的な様々な開示基準などをもとに、SDGs との関連性や重要性が高い評価指標群を再構成し、定量的・定性的に評価する仕組みとしています。

- SDGs が求められる時代の中で、持続可能な企業経営を進めるきっかけとして、また、そうした企業の姿勢を様々な利害関係者（ステークホルダー）に対して見える化するツールとして本認証を活用いただき、県内企業の価値向上につなげていこうとするものです。

とっとり SDGs 企業認証制度の概要

- ① 認証の有効期間 認証取得日から3年間
- ② 申請受付の時期 年1回春頃を予定
- ③ 認証後の PDCA 取組状況を点検するための進捗状況報告書を1年ごとに提出
- ④ 認証の更新 認証から3年経過する日までに更新申請。認証後は再度3年間有効。

(3) 認証に取り組む主なメリット

①SDGs 視点での経営の再確認

SDGs は企業の持続可能性を高める観点でも関連性が高いため、SDGs 視点で自社の経営を網羅的に再確認し、強みの把握や不足する部分への気づきを得るためのツールとして、本認証をご活用いただけます。

②客観的基準による SDGs の取組の PR

ホームページへの掲載や採用活動など、経済活動の様々な場面において、公的な認証という一定の客観性がある形で、SDGs への取組状況を PR していただくことが可能です。

※認証を取得すると、「とっとりSDGs 企業認証」のロゴを名刺やホームページなどで使用することが可能になります。

これにより、ひと目で認証基準を満たす SDGs の取組を行っていることを、社内外に PR することができます。



©鳥取県 2022

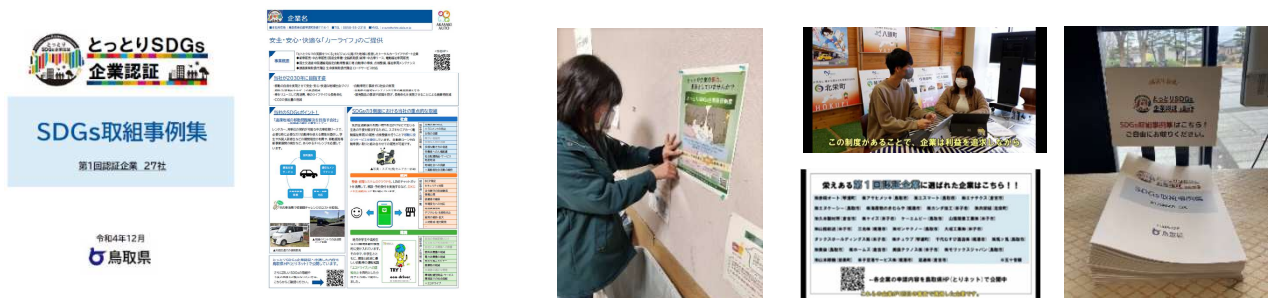
③県による認証企業の PR

認証を取得した企業（認証企業）の取組を、県ホームページで公開するとともに、認証取得後も継続的に、様々な場面で幅広く紹介するなどの PR を行っています。

<R4 年度に実施した県 PR の例>

★認証企業の取組をまとめた事例集の作成
県 SDGs イベントや講演会など、計約 900 部配布

★学生団体と連携し、鳥取大学・鳥取環境大学で学生への PR 活動を実施
(制度や認証企業を紹介したポスター掲示・ビラ配布、動画放映等)



④企業の取組状況に合わせた支援

認証取得後のさらなる取組強化のサポートとして、企業ごとに異なる課題や目標に応じた各種支援を行います。

⇒詳細は(4)を参照

(4) 認証取得後の SDGs 取組強化支援

①取組経費補助

補助金と企業版ふるさと納税を組み合わせ、最大で企業負担がゼロとなる支援事業を実施

ア 補助金

対象経費	認証申請に位置づけた経営課題解決に要する経費（調査、試作、デザイン、アイデア実証など）
補助率等	補助率 1/2、補助上限 100 万円

イ 企業版ふるさと納税ティアップ奨励金

支給対象	アの補助事業者
支給上限	寄附額について、①の補助金額と同額を上限に支給（最大 100 万円）

R4 年度 400 万円以上の寄附を受け入れ予定
→補助事業実施 6 者すべて、自己負担ゼロへ！

(参考) 企業版ふるさと納税ティアップ奨励金とは・・・

- ・企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは、地方創生の取組（本事業）に対し、県外企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する制度。
- ・地方創生と SDGs の親和性が高いことを捉え、**認証企業の SDGs に貢献する取組と、寄附を検討している企業とのマッチングの機会を設け、賛同や共感を得て、寄附や事業連携につなげようとする仕組み。**

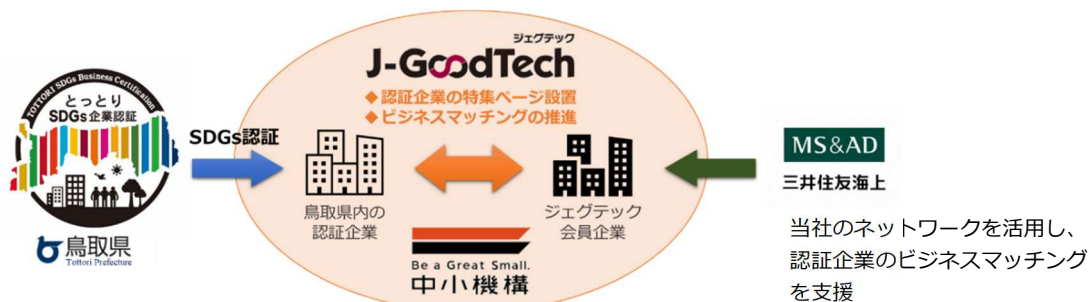
②資金調達支援

県制度融資の超長期の新規需要開拓設備資金に設けた「SDGs 特別枠」により設備投資等を支援

資金用途	認証に基づき取り組む事業に必要な設備資金、運転資金
融資期間	20年以内（据置5年以内）
融資利率	当初5年間1%（6年目以降は、融資期間が10年以内1.43%、10年超1.6%）

③企業間ビジネスマッチング

- ・認証企業とSDGs経営に関心のある県内外企業等とのビジネスマッチングを実施
- ・三井住友海上火災保険(株)、中小企業基盤整備機構と連携し、オンラインプラットフォーム「J-GoodTech（ジェグテック）」における特集ページの設置などにより、認証企業の取組を幅広く周知



（5）県内企業におけるSDGs経営の推進、認証取得に向けた支援

①SDGs経営伴走サポート

○関連施策も効果的に組み合わせ、企業ニーズに応じ分野別専門家により取組強化を支援

＜対応可能な専門分野の例＞ ※下記以外の分野でも、県や関係機関による支援施策など、幅広くご案内します。

分野	内容
SDGs経営★	SDGs経営推進、従業員への浸透などに関する相談
労務管理★	労働災害・ハラスメント等の防止、働き方改革に係る社内規定整備に関する相談
企業法務	コンプライアンス（法令順守）に係る制度整備等の相談
環境マネジメント	温室効果ガス排出量の見える化や、削減目標の設定
BCPサポート	事業継続計画（BCP）の策定、感染症・セキュリティ等の対応分野拡大、点検・見直し
情報セキュリティ	社内情報セキュリティの整備、見直し、社内周知等の相談

★印の分野は、令和4年度中の活用が可能。その他の分野は、令和5年度に拡充予定。

②SDGs経営転換促進

○SDGs経営への転換を促進する普及啓発セミナーやワークショップを開催

＜R4年度実施例＞ R4.8.9

③関係機関によるサポート

○関係機関によるSDGs経営促進に向けた各種支援

＜関係機関による主な支援の例＞ ※詳しい内容やその他の支援については、各社へお問い合わせください

- ◆ 山陰合同銀行： ごうぎんSDGs私募債、ごうぎんサステナビリティ・リンク・ローン、ごうぎんSDGs経営サービス、SDGs社内研修の企画・運営支援、SDGs企業認証サポート含む関連事業支援 など
- ◆ 鳥取銀行： とりぎんSDGs私募債「ふるさと未来応援債」（認証取得者を対象に私募債手数料を割引）、SDGs企業認証申請書類作成支援、CO2排出量の見える化ツールの提案 など
- ◆ 信用保証協会： ESG型特定社債保証制度
- ◆ 米子信用金庫： よなごしんきんSDGs私募債、よなごしんきんSDGsローン
- ◆ 三井住友海上火災保険： SDGsの経営への落とし込みなど申請の準備段階から、人事労務、人材育成等の体制整備まで総合的にサポート



2. とっとり SDGs 企業認証 第 2 回募集

(1) 対象者

鳥取県内に事務所又は事業所を有する営利事業を営む企業

(2) 申請受付期間


令和 5 年 3 月 1 7 日（金）～令和 5 年 4 月 1 7 日（月）

(3) 提出書類

- ・ 様式 1 号：企業概要などを記載する申請書
- ・ 様式 2 号：2030 年の目指す姿や、「社会」「経済」「環境」の各側面 10 個（合計 30 個）の取組項目のうち、現状や今後の目標などを記載するチェックシート
- ・ 定款及び会社パンフレットなど申請者の事業概要がわかる資料（個人事業主は定款は不要）
- ・ 決算書（直近 2 期分、個人事業主は確定申告書類）
- ・ 鳥取県が課税するすべての県税に未納がないことが確認できる書類（納税証明書 等）

(4) 申請方法

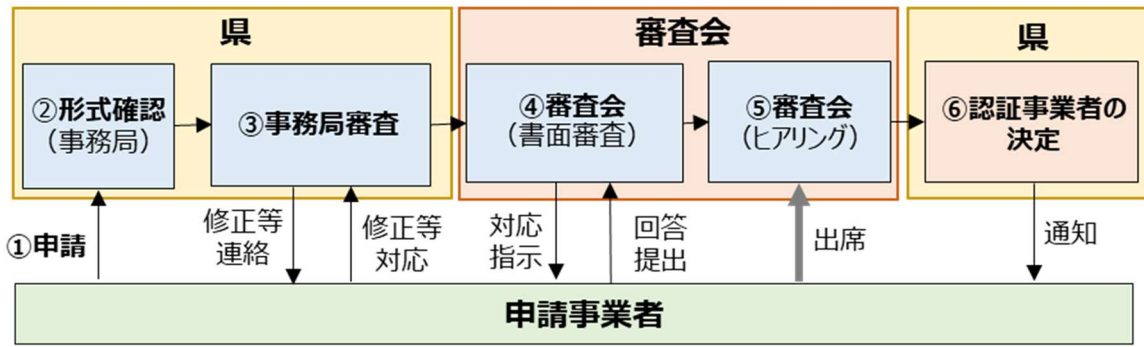
- ・ 電子申請による申請のほか、電子メール、郵送による申請も可能です。

<p>(電子申請による申請) 以下の QR コードからアクセス</p> 	<p>(電子メール又は郵送による提出先) 商工労働部商工政策課 SDGs 企業認証担当宛て 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 電話：0857-26-7538 / FAX：0857-26-8117 メール：shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp</p>
--	---

(5) 認証までの主な流れ

ステップ	主体	対応内容
①申請	事業者	申請者は、申請書（様式 1 号）、チェックシート（様式 2 号）を記入し県に提出
②形式確認	県	申請要件の確認（8 ページ 4（1）参照） →受付要件を満たさない場合、不受理となります。
③事務局審査	県	認証基準の確認（9 ページ 4（2）参照） →追記、修正が必要な場合は、事業者へ修正を依頼します。 あわせて、申請内容に関する根拠資料の提出を依頼します。 ※根拠資料は、煩雑さを避けるため、すべての項目について求めることはせず、一部の項目にとどめることとします。
	事業者	修正の依頼があった場合、概ね 1 週間以内に、内容を修正し、再提出 →期限内の提出がない場合、申請の取り下げとみなされますので、ご注意ください。
④審査会審査 （書面審査）	審査会	事務局審査を通過した申請について、書面審査前の事前確認 （審査する上で必要な情報を追加で求めるもの） →確認事項がある場合、申請者へ回答の依頼をします。
	事業者	事前確認事項があった場合、概ね 1 週間以内に回答 →期限内の提出がない場合、申請の取り下げとみなされますので、ご注意ください。
	審査会	回答を踏まえ、書面審査を実施
⑤審査会審査 （ヒアリング）	事業者 審査会	ヒアリング審査の実施（7 月上旬～中旬を予定） ※書面審査の結果によっては、ヒアリングがない場合もあります。 ※ヒアリングが必要な申請者が、ヒアリングに参加できない場合は、書面のみで審査を行います。十分な審査ができるよう、可能な限り参加してください。
⑥認証企業の 決定	県	審査結果により認否を決定（7 月下旬を予定）

< 認証の流れ（イメージ） >



★ヒアリング審査は、令和4年7月上旬～中旬に開催する予定です。

ヒアリング審査概要：1社あたり20分程度

(申請者による取組説明(5分程度)と、記載内容についての審査員によるヒアリングを予定。)

※申請書の記載状況によっては、ヒアリング審査を行わない場合があります。

※ヒアリングの日程調整は直前になることが想定されます。できるだけ上記日程の確保をお願いします。

3. 申請書の記載方法（記入例は11ページ以降に掲載）

(1) 申請書（様式1号）の記入（記載例→11ページ）

① 誓約項目へのチェック及び事業者情報を記入してください。

※会社法上の親子関係にある企業が合同で申請を行う場合は、申請者の欄に代表となる企業を記載し、他の構成企業の企業名、所在地、代表者名を括弧書きで追記するとともに、事業者概要欄の「主な事業概要」に、各企業の事業概要及び親子関係の状況（資本関係や支配関係等）を記載してください（その他の項目は代表企業の内容を記載・選択してください）。

② ホームページに会社概要を掲載している場合は、その URL を記載してください。記載がない場合は、様式1号2号と併せてパンフレット等概要の分かるものを添付してください。

(2) チェックシート（様式2号）の記入（記載例→14ページ）

① 2030年に目指す姿

SDGsの達成に向けた自社の目指す姿を記載してください。

※SDGsの達成のためには、目指すビジョンから目標を設定する「バックカスティング」で進めることが必要といわれています。自社の現状や、実行可能な取組からの積み上げで目標を設定するのではなく、自社がSDGsの達成に貢献するために2030年にはどんな企業でありたいかを検討し、記載してください。



② 目指す姿の実現に向けた重点的な取組

①で記入した目指す姿の実現のために、自社で特に重点を置いて取り組むものをチェックシートの取組項目を記入してください。（いくつでも記載可）

※重点的な取組とした項目は、評価のポイントにもなるため、特に具体的に記入してください。

③ 重点的な取組を推進した場合のインパクト（正の影響、負の影響）の分析・考察

②で選択した重点的な取組を実施することにより、他方面へどのような影響が考えられるか、記載してください。取組がもたらす効果だけでなく、負の影響についても分析してください。

④ 自社で SDGs 経営に取り組むにあたって設置している（設置を予定している）推進体制や、本認証制度以外に自社が対外的に表明している SDGs 宣言や取組状況について記入してください。

⑤ チェックシート

- ・自社の取組状況や今後の目標等を整理し、設定されている 30 項目について【現在の取組状況】【今後に向けた取組・目標】を記載してください。
- ・各項目について以下の要件を満たしている場合、当該取組を「○」にすることができます。

<取組項目の要件>

- ・「現在の取組」は、概ね直近 1 年間に現に行っている内容であって、一定の網羅性（※）を有するものであること。
（※）当該取組項目について、様々な角度から推進していること、複数の部門を有する企業にあつては全社的な取組となっていること（商品・サービスの開発・提供に関する項目を除く）。
- ・「今後の目標・目標達成に向けた取組」は、SDGs 達成に貢献する目標とその達成時期、目標達成に向けた取組のすべてが記載されていること。
- ・<KPI> の記載がある取組項目については、現在及び今後の双方に数値を記載していること。
- ・チェックシート内に個別に基準を設けている取組項目については、当該基準を満たしていること。
- ・記載内容に、具体性や妥当性があると認められること。

※上記のほか、取組項目によっては個別に条件を設けているものもあります（個別条件については申請書類内に記載しています）

※取組が十分でなく、○にならないものでも、できるだけ現在の取組状況や今後の取組予定などを記載し、社内全体の取組状況がわかるようにしてください（その項目は○を入力せずに提出してください）

4. 審査のポイント

SDGs 経営においては、特定の取組だけでなく、社会・経済・環境の各側面について、バランスのとれた取組が求められていることから、チェックシートを通じて、これらの観点を含め評価することとしています。

(1) 申請の受付要件

- ・申請内容が以下の要件を満たしているもののみ受け付け、審査を行います。

① 必須項目

必須項目である「経済 3 法令順守の取組の徹底」が「○」となっていること

② 取組項目数

申請書上、「○」がついている（取り組んでいる）取組項目の数が次のいずれも満たしていること。

- ・「社会」「経済」「環境」各側面の取組項目について、それぞれ 6 項目以上取り組んでいること
- ・3つの側面全体で、取り組んでいる項目の合計が 21 項目以上であること

■「○」となる（取り組んでいるといえる）には、3（2）④に記載の<取組項目の要件>を満たしていることが必要です。まずは、自社において判断し、チェックしてください。

■事務局は、申請者が「○」を付けた取組について、形式的に判別できる範囲で確認し、取組項目数の要件を満たしているか判定します。

(2) 審査における評価の視点

・申請を受け付けたものについては、主に以下の観点で審査を行います。

①取組項目数の評価

- ・申請者が取り組んでいると判断し「○」を付けた取組項目が、客観的に取り組んでいるといえるか、3 (2) ④に記載の〈取組項目の要件〉に照らして審査を行います。
- ・審査の結果、取り組んでいる項目数が、以下の要件に合致するかを判断します。

・「社会」「経済」「環境」各側面の取組項目について、それぞれ 6 項目以上取り組んでいること
・3つの側面全体で、取り組んでいる項目の合計が 21 項目以上であること

②総合評価

区分	評価の着眼点
目指す姿	<ul style="list-style-type: none">・申請者独自の内容となっているか・現状の積み上げではなく、SDGs の達成に向けた姿となっているか・目指す姿とチェックシートの個別の取組につながりがあるか・重点的な取組を進める際、インパクトを十分考慮しているか
推進体制	<ul style="list-style-type: none">・SDGs の取組を組織的に決定・公表しているか・事業規模に見合った推進体制となっているか (現時点で推進体制がない場合、今後の予定はあるか)
チェックシートの取組項目	<ul style="list-style-type: none">・地域社会の持続可能性向上に貢献する取組となっているか・自社の持続可能性向上に貢献する取組となっているか・地球環境の持続可能性向上に貢献する取組となっているか

※取組項目のうち、以下の重点項目への取組は、加点対象となります。

【重点項目】 環境 4 燃料消費量の削減、 環境 5 電力消費量の削減

重点項目とする理由

国内外におけるカーボンニュートラルの推進の動きや、本県における「環境イニシアティブプラン」の改訂による 2030 年の温室効果ガス総排出量削減目標の引き上げ、サプライチェーンにおける要請の高まりにより、中小企業にも大きな影響が見込まれることから、本認証においても関連する取組を推進するため、特に評価をするもの。

5. 申請内容の変更

認証後に、認証を受けた内容について、重大な変更をしようとするときは、変更申請が必要です。

【重大な変更の例】

- ・進捗の遅れ等による目標の取り下げや KPI の引き下げ
- ・合同申請時の構成企業の追加・削除（申請時の構成企業の単純な吸収や分割などは除く）

※どのような変更が重大な変更となるかは、個別の判断を要するため、まずは事務局にご相談ください。

6. 進捗報告

- ・認証企業には、認証から 1 年後及び 2 年後に、取組の進捗状況を報告していただきます。
- ・取組の進捗状況に応じて、事務局から以下の対応をとることがあります。

- ①取組の改善が必要と認められる場合、改善に向けた是正措置を講じるよう依頼
- ②取組の改善が特に必要と認められる場合、認証の継続の是非を審査会に諮る

7. 情報公開

・認証企業の取組を広く周知し、県民や県内外の企業からの信頼獲得やパートナーシップ構築、県内の他の企業の取組促進の好循環形成を進めていけるよう、認証を決定したときには、次の内容を県ホームページに公開します。

- ①申請書（様式 1 号）…事業者名・代表者名・所在地・主たる業種
- ②チェックシート（様式 2 号）…以下の対応のほかは、原則公開とします。
 - ✓ 取組項目については、申請者がチェックシートで「○」とした項目のみを公開
 - ✓ 公開に当たり、機密情報など公開に適さない内容を精査（認証企業へ確認）

・進捗報告についても、同様に公開します。

8. 認証の取消

認証企業の事情により、認証の辞退の意思表示があった場合のほか、以下のいずれかに該当する場合は、認証を取り消す場合があります。

- ①認証企業が、事業を継続することができなくなったとき。
- ②申請の内容に虚偽その他不正の事実が判明したとき。
- ③認証企業が、故意又は重大な過失による法令違反を行ったとき。
- ④認証企業の取組が申請書等の内容から著しく逸脱していることが明らかであり、認証を取り消すことが適当であると認められるとき。
- ⑤変更申請の内容が、認証基準に適合していないと審査会が認めたとき。
- ⑥その他、認証を取り消すことが適当であると認められるとき。

9. 申請書の記入例

(様式第1号)

とっとり SDGs 企業認証 申請書

令和5年3月20日

鳥取県知事 様

所在地 鳥取県鳥取市東町1丁目220
事業者名 株式会社鳥取エスディージーズ
代表者職氏名 代表取締役社長 認証 一号

とっとり SDGs 企業認証について、下記のとおり申請します。

記

1 申請者の概要

資本金・出資金等	100 百万円
従業員数	50 人 (うち非正規雇用 7 人) (R5 年 2 月時点)
事業概要	〇〇に係る製造、販売を行っており、鳥取営業所では〇〇の企画開発、製造を主な事業としている。2019 年からは〇〇を活用した△△の製造を始めており、他県からの発注が安定してきた中、オンライン販売で海外需要も増えてきているところ。
産業分類上の事業区分	<input type="checkbox"/> 農林水産業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 電気ガス水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸交通業 <input type="checkbox"/> 金融保険業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> 医療福祉業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業 <input type="checkbox"/> 教育学習支援業 <input type="checkbox"/> その他 ()
直近売上高	2,200 百万円 (R4 年 3 月決算)

(注) 該当がない項目については、参考となる情報を記載すること。

2 役員名等

役職名	氏名	フリガナ
代表取締役社長	認証 一号	ニンショウ イチゴウ
取締役会長	認証 太郎	ニンショウ タロウ

(注) 代表権を有する役員について記載すること。個人事業主の場合は代表者について記載すること。

3 連絡先等

担当者職氏名	総務課 企画広報担当 認証 一子
担当者電話番号	0857-26-7538
担当者ファクシミリ番号	0857-26-8117
担当者メールアドレス	tottori@ninsho.co.jp

4 誓約事項

申請に当たっては、以下の事項について相違ないことを誓約します。

誓約	項目
<input type="radio"/>	申請書等の記載内容が事実であること
<input type="radio"/>	申請者（法人にあつては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。）が、第 4 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定による申請書等の提出を行った日から起算して過去 2 年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者でないこと。
<input type="radio"/>	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者でないこと。
<input type="radio"/>	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
<input type="radio"/>	暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
<input type="radio"/>	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（注）誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載すること。

（添付書類）

- （1）定款及び申請者の概要が分かる資料（概要が分かる資料はパンフレットや下記 URL も可）
なおホームページに概要等を掲載している場合は、その URL を記載すること。

URL : <https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1280308.htm>

- （2）決算書（直近 2 期分。個人事業主の場合は確定申告書類の写し。）
（3）（※鳥取県の課税対象者となる場合）鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことが確認できる書類（納税証明書等）

とっとり SDGs 企業認証 申請書

令和5年3月20日

鳥取県知事 様

所在地 鳥取県鳥取市東町1丁目220
事業者名 株式会社鳥取エスディージャーズ
代表者職氏名 代表取締役社長 認証 一号
(合同申請 株式会社・・・
鳥取市・・・
代表取締役・・・)

とっとり SDGs 企業認証について、下記のとおり申請します。

記

代表企業の情報を記入

1 申請者の概要

Table with 2 columns: Item (e.g., 資本金・出資金等, 従業員数, 事業概要, 産業分類上の事業区分, 直近売上高) and Value/Description (e.g., 100百万円, 50人, 以下エスディージャーズグループでの合同申請とする. etc.)

(注) 該当がない項目については、参考となる情報を記載すること。

2 役員名等

全企業について記載(3名以上いる場合は、枠を増やして記入してください)

Table with 3 columns: 役職名, 氏名, フリガナ. Rows include 代表取締役社長, 取締役会長, 代表取締役社長 for different companies.

(注) 代表権を有する役員について記載すること。個人事業主の場合は代表者について記載すること。

裏面(誓約等)も全社を対象として記入すること。様式2についても原則全社的に取り組んでいるものを記入することとする。

1 2030 年に目指す姿

1-1<2030 年に目指す姿> SDGs の達成に向けた自社の目指す姿を記載してください。
※自社の現状や、実行可能な取組からの積み上げで目標を設定するのではなく、自社が SDGs の達成に貢献するために 2030 年にはどんな企業でありたいかを検討し、記載してください。

〇〇を提供する当社は、事業が地域へ及ぼす影響を常に意識し、住民との関わり合いの場を絶やさないことで、「鳥取の〇〇〇といえば□□」と言われるほど身近な企業となることを目指しています。
〇〇や〇〇などのステークホルダーとの共存を視野にいれながら、××××を・・・にするため、自社の強みである△△△を活かし、企業活動を通じて人々の暮らしの充実に貢献していきたいと考えています。
世界的に気候変動への対策が求められている中、〇〇〇を販売する当社の役割は、□□であると自負しています。□□を進めるとともに、自社工場で排出する温室効果ガスの削減にも意欲的に取り組み、太陽光発電など再生エネルギー活用も取り入れることで 2030 年のカーボンニュートラルを目指します。
また、従業員が仕事にやりがいを持ち、いきいきと働ける企業を理想とし、〇〇が△△△を負担なく選択できるような環境となるよう取組を進めます。
製造部門が〇割を占める当社では、2030 年には社内での△△△△を実行し、安全・健康を第一にしながら、従業員の能力を最大限に生かせる職場を実現します。

1-2<上記の目指す姿の実現に向けた重点的な取組> 該当するチェックシートの取組項目を記載してください。

社会5 多様な人材の活躍 環境9 環境配慮型商品・サービスの提供 環境プラスワン 〇〇〇 …

1-3<重点的な取組推進時のインパクト(正の影響、負の影響)の分析・考察>

上記の重点的な取組を実施することが、他方面へどのような影響をもたらすか、その効果だけでなく、負の影響も含めて分析し、記載してください。

◆高齢者雇用の促進

社会 5 に記載している〇〇〇による 65 歳以上の再雇用については、地域社会の活性化につながればという考えのもと取り組んでいるが、高齢者の雇用により加齢による体力低下などの影響があると考えられる。当社の事業は、△△に係る業務があり、◇◇◇という形で作業分担を行うことで、負担軽減を図りながら多くの高齢者を雇用できるのではないかと昨年より試行を開始している(R5年中に試行結果の検証予定)。重点取組とはしていないが社会3、4についても同様の対応により雇用数増加を目指している。

◆オーガニックコットンの活用

環境9に記載している〇〇はオーガニックコットンを原材料としている。オーガニックコットンは、栽培過程では農薬不使用による土壌汚染の軽減、製造過程では××と比べ少量の水で洗浄を済ませることができるなど環境への負荷が少ないほか、販売後の着用時に肌への刺激が少ないことから医療・福祉の現場でも活用され始めており、環境・社会の面で様々な好影響が期待できる。

一方で、原材料を△△△から輸入しており、生産過程において児童労働や広範囲の農地利用による飢餓誘発などが懸念される。このことについて、当社では、◇◇◇◇により取引先の選定を行い、契約後も年に一度現地視察を行うなど、トレードオフの関係が生まれないよう慎重に対応しているところ。

※インパクト分析の例

取組	正の影響 主なキーワード	負の影響 主なキーワード
多様な人材の雇用	地域社会への貢献	業務効率低下
社会配慮型商品・サービスの提供	地域社会への貢献	収益性低下
社外の経営資源活用	他分野への事業拡大	社内資源の脆弱化
デジタル化等による事業効率化	生産性向上	雇用数の減少
・環境配慮型商品・サービスの提供 ・再エネ設備等環境施設の整備	脱炭素社会実現に向けた貢献	・収益性低下 ・景観等への影響(地域住民との関係) ・森林伐採 ・強制労働 ・農地利用による飢餓誘発

2 SDGs の推進体制

以下のいずれか該当するものにチェックしてください。

- SDGs 推進のための部署・責任者等を設置している。
- 現時点では SDGs 推進のための部署・責任者等は設置していないが、設置予定がある。
- SDGs 推進のための部署・責任者等は設置しておらず、設置の予定もない。

SDGs の推進体制について、部署名、責任者、人数、役割等の詳細を記載してください。

※推進体制図など参考となる資料があれば記載欄に貼り付けてください。

※設置予定の場合は、設置予定の内容について記載してください。

●部署名：総務課 企画広報担当

●人数：3名

●役割：総括1名…以下2名の業務管理を行う

外部対応1名…広報担当として対外的なSDGsのPR活動のとりまとめを行う

社内教育1名…SDGsの社内研修を企画・運営。自社事業とSDGsを結び付けた一覧表を作成、配布し日頃からの意識を促すなどの普及活動を日常的に実施。

上記3名がSDGsのとりまとめ役となり、実務においては全職員がSDGs担当であるという意識のもと、○○などの活動を継続して行っている。

(チェックシート社会○に記載した△△など)

体制図は以下のとおり

3 SDGs の取組の表明 (とっとり SDGs パートナー制度登録、SDGs 宣言などの表明状況を記載)

R4年2月25日 とっとり SDGs パートナー制度に登録

R4年11月3日 プロジェクトチームを発足し、SDGs 推進宣言をHPにて公開した。

4 チェックシート









以下では、認証する上で満たしておくべき事項(認証基準)を「★」印で記しています。そのほか、注意事項や記入例も記載していますので、チェックシート作成にあたっては、この手引きをご理解の上、作成してください。

★以下の5点は、どの取組項目にも共通する認証基準です。

- ・社会・経済・環境の各側面 10 項目、計 30 項目に対し、各側面 6 項目、計 21 項目に取り組んでいる必要があります。(このうち、経済3「法令順守の徹底」は必須項目です。取り組めていない場合は、認証の対象になりません。)
- ・「現在の取組」は、概ね直近 1 年間で実際に取り組んでいるものであることが必要です。
- ・「取り組んでいる」と言えるには、当該取組項目について、様々な角度からその実現を図っていること、複数の部門を有する企業にあつては全社的な取組となっていること(商品・サービスの開発・提供に関する項目を除く)が必要です。
- ・今後については、SDGs 達成に貢献する目標とその達成時期、目標達成に向けた取組のすべての記載が必要です。
- ・<KPI>の記載がある取組項目については、現在・今後双方に数値を記載することが必要です。

注)このほか、取組項目によっては個別に認証基準を設けているものもあり、それらについては、表中に記載しています。


1. 社会

	取組項目	取組確認	現在の取組 (実施内容や時期などを具体的に記載)	今後の目標・目標達成に向けた取組
1	労働災害の防止 [取組の具体例・主な視点] ・労働者や管理者に対する教育 ・危険箇所・ヒヤリハットの情報収集、実態把握 ・安全対策のルール整備、マニュアル化 ・労災防止のための具体的な措置 ・取引先における労災誘発防止の取組 <対応する主な SDGs のゴール> 	○	【主な取組】 ・労働災害の未然防止のため、労働安全の社内研修を実施している。 ①現場労働者向けにチェックシートを用いた研修の実施(簡易研修を月1回、半日研修年1回) ②管理職向けに外部指導者を招いた研修の実施(半期に1回) ・製造部門で、はさまれ・巻き込まれの危険がある機械について、危険感知、防止機能を強化したものに切替(R2年8月) ・ヒヤリハットの発件数を月ごとに把握し、原因となる設備や業務手順等について3ヶ月以内に対策を講じることを社内規定としている。	【今後の目標・達成時期】 ・労働災害発件数ゼロ(R7年) 【目標達成に向けた取組】 ・社内で規定している安全対策ルールの徹底を図るため、個別の業務計画検討時にルールを確認できるツールを作成する。また、活用開始に伴う社内研修を行い、職員の活用を促す。
2	ハラスメントの防止 [取組の具体例・主な視点] ・ハラスメントを許さない経営トップのメッセージ ・アンケートや面談などによる実態把握 ・労働者や管理者に対する研修や自己点検 ・ハラスメント実施者に対する懲戒規定整備・周知 ・相談窓口の設置、相談員への研修 ・取引先に対するハラスメント防止 <対応する主な SDGs のゴール>   		【主な取組】	【今後の目標・達成時期】 【目標達成に向けた取組】
3	女性の活躍 [取組の具体例・主な視点] ・自社の女性活躍に関する状況把握、課題分析 ・性別によらず誰もが働きやすい職場環境づくり ・輝く女性活躍パワーアップ企業、スタートアップ企業への登録 ・女性の積極採用、管理職への積極登用 ・女性のキャリアアップに向けた研修・セミナーへの参加推奨 <対応する主な SDGs のゴール>    		<KPI> 全従業員に対する女性の割合 % (時点) 全従業員に対する女性の割合 % (時点) 全管理職に対する女性管理職の割合 % (時点) 全管理職に対する女性管理職の割合 % (時点) 【主な取組】	【今後の目標・達成時期】 <KPI> 全従業員に対する女性の割合 % (時点) 全従業員に対する女性の割合 % (時点) 全管理職に対する女性管理職の割合 % (時点) 全管理職に対する女性管理職の割合 % (時点) 【目標達成に向けた取組】

4	<p>障がい者が働きやすい職場づくり</p> <p>★従業員数が43.5人以上の企業の場合 は、法定雇用率を満たしていること</p> <p>[取組の具体例・主な視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用に関する会社の方針の表明 試行雇用や職場適応訓練、企業内支援者養成などの受け入れ体制づくり 施設・設備の整備 仕事内容の工夫や柔軟な勤務形態の採用 管理者との面談の機会や相談窓口設置 <p><対応する主なSDGsのゴール></p> 	<p><KPI> 障がい者雇用者数 人(時点) (※雇用率 % 時点)</p> <p>【主な取組】</p>	<p>【今後の目標・達成時期】</p> <p><KPI> 障がい者雇用者数 人(時点) (※雇用率 % 時点)</p> <p>【目標達成に向けた取組】</p>
5	<p>多様な人材の活躍</p> <p>[取組の具体例・主な視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、就職氷河期世代、外国人、若者など、多様な人材の活躍の経営方針への位置づけ 対話の仕組みづくりや課題の把握・解決 規定や施設・設備の整備等受け入れ体制づくり 非正規労働者の正規への転換促進 同一労働同一賃金に基づく待遇格差解消 <p><対応する主なSDGsのゴール></p> 	<p>【主な取組】</p>	<p>【今後の目標・達成時期】</p> <p>【目標達成に向けた取組】</p>
6	<p>多様な働き方の促進</p> <p>[取組の具体例・主な視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康経営を経営方針として位置付け 残業時間や有給休暇取得率の目標設定 部下の残業時間や有給休暇取得状況を管理職の人事考課へ関連付け 労働時間や休暇取得に関する相談窓口設置 フレックスタイムや在宅勤務・テレワーク、社員の副業許可などの規定整備・活用促進 <p><対応する主なSDGsのゴール></p> 	<p>【主な取組】</p>	<p>【今後の目標・達成時期】</p> <p>【目標達成に向けた取組】</p>
7	<p>労働者への人権配慮</p> <p>[取組の具体例・主な視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権方針(人権ポリシー)を作成・公開 従業員の意識啓発・研修 アンケートによる従業員や取引先への実態把握 従業員や取引先への苦情/相談窓口を設置 外国人を含めた従業員の適正な労働条件の確保、賃金未払や過剰・違法労働の防止 児童労働や労働搾取などの人権侵害に配慮した取引先の選定や契約 <p><対応する主なSDGsのゴール></p> 	<p>【主な取組】</p>	<p>【今後の目標・達成時期】</p> <p>【目標達成に向けた取組】</p>


8	社会配慮型商品・サービスの提供 ※環境に配慮した商品・サービスは環境 9 に記載してください [取組の具体例・主な視点] ・少数派や社会的弱者などの多様な利用者、その他見過ごされてきた社会課題への対応 ・商品・サービスを開発・提供における利用者の安全性への配慮 ・消費者や取引先からの意見・要望の窓口設置 <対応する主な SDGs のゴール>  ほか多数	【主な取組】	【今後の目標・達成時期】 【目標達成に向けた取組】
9	地産地消 [取組の具体例・主な視点] ・地域産業の発展や地域の事業者との共存共栄を経営方針へ位置付け ・地元事業者との積極的・優先的な取引 ・地元産品や地域資源の積極的活用・選定 ・「食のみやこ鳥取県」推進サポーターへの登録 <対応する主な SDGs のゴール> 	【主な取組】	【今後の目標・達成時期】 【目標達成に向けた取組】
10	地域社会への貢献 ※環境に関する内容は環境 10 に記載してください [取組の具体例・主な視点] ・地元自治会との交流イベント主催などによる地域活性化の取組 ・「あいサポート団体」認定など障がい者への配慮 ・通勤、出張時の公共交通機関利用促進などによる地域交通機関維持への貢献 <対応する主な SDGs のゴール> 	【主な取組】	【今後の目標・達成時期】 【目標達成に向けた取組】
+	プラスワン【 】 ★SDGs に関する特徴的取組で、社会1～10に該当しない取組があれば記載できる	【主な取組】	【今後の目標・達成時期】 【目標達成に向けた取組】

2. 経済

	取組項目	取組確認 (現在の取組 (実施内容や時期などを具体的に記載))	今後の目標・目標達成に向けた取組
1	事業継続計画(BCP)の策定 ★BCPを策定していること [取組の具体例・主な視点] ・BCPに沿った訓練実施、有用性検証 ・BCPの定期的な見直し ・新型感染症やサイバーセキュリティなど、新たな脅威の把握・分析 <対応する主な SDGs のゴール> 	【主な取組】	【今後の目標・達成時期】 【目標達成に向けた取組】

2	セキュリティ対策 [取組の具体例・主な視点] ・取引先や運送・清掃業者など、建物に出入りする者のセキュリティ上のルール整備 ・個人情報や機密情報の入手・作成、利用、保管、提供、消去の取扱手順の策定 ・ウイルス対策ソフトの導入や OS 等の定期的更新、重要情報へのアクセス制御 ・専門機関の診断等を踏まえた情報セキュリティの方針策定・対策、従業員教育 <対応する主な SDGs のゴール> 	【主な取組】	【今後の目標・達成時期】 【目標達成に向けた取組】
3	法令順守の取組の徹底 [取組の具体例・主な視点] ・経営トップによる法令順守のメッセージ ・自社事業に関わる法令の把握、抵触した場合の影響の分析・把握 ・内部通報制度など、コンプライアンス違反の早期発見、未然防止の体制整備 ・コンプライアンスマニュアルなどの社内規定の作成、社内共有 ・従業員に対する研修の実施 <対応する主な SDGs のゴール>  	【主な取組】	【今後の目標・達成時期】 【目標達成に向けた取組】
4	情報公開 [取組の具体例・主な視点] ・HP や SNS 等での事業活動の積極的公開 ・就職活動に必要な人事給与労務情報の公開 ・多様な利用者や利用環境(アクセシビリティ)への配慮 ・消費者や取引先等からの情報開示の問い合わせに対する対応方針の策定・適切な運用 ・消費者や取引先に影響のある情報漏洩や品質問題などの公表基準設定・適切な運用 ・法令等に基づき情報開示が必要とされる企業情報への適切な対応 <対応する主な SDGs のゴール>  	【主な取組】	【今後の目標・達成時期】 【目標達成に向けた取組】
5	後継者の確保 [取組の具体例・主な視点] ・資産、従業員の年齢構成、資金繰り、株式保有状況、経営者保証など、会社の現状把握 ・適性のある後継者(若い経営者の場合は代替可能な補佐役)の選定、教育・人脈形成 ・M&A や起業予備軍、移住者など、幅広く後継者(補佐役)を募るマッチング制度の活用 ・事故や病気など、経営者の有事の際の対応方針の策定 ・後継者(補佐役)の役員・従業員の理解促進 <対応する主な SDGs のゴール> 	【主な取組】	【今後の目標・達成時期】 【目標達成に向けた取組】

6	コロナなどの市場変化を見据えた対応 [取組の具体例・主な視点] ・市場や経営環境が変化することを前提とした継続的な情報収集 ・顧客やライフスタイル、価値観の変化がもたらす自社事業への影響の把握・分析 ・今後見込まれる法令改正や規制緩和がもたらす自社事業への影響の把握・分析 ・上記変化を踏まえた自社の商品・サービス、事業領域の見直し <対応する主な SDGs のゴール> 	【主な取組】	【今後の目標・達成時期】 【目標達成に向けた取組】
7	自社以外の経営資源活用 [取組の具体例・主な視点] ・大学や研究機関の専門性活用 ・技術・ノウハウ、知的財産等に関する他社との連携・オープンイノベーションの実施 ・副業・兼業人材など、外部専門家の活用 ・自社の中核事業と非中核事業を見極めた戦略的な外部委託(アウトソーシング)の実施 ・投資ファンドなどの外部資金獲得 <対応する主な SDGs のゴール> 	【主な取組】	【今後の目標・達成時期】 【目標達成に向けた取組】
8	デジタル化による生産性向上 [取組の具体例・主な視点] ・顧客・市場動向や業務棚卸等を踏まえた、デジタル化推進に関する計画・方針の策定 ・デジタル化の推進体制づくり ・営業・販売や事務、開発・製造管理など、全社的なデジタル化の推進 ・取引先も含めたデータ連携 ・新たな価値や顧客創出に向けたデータ活用 <対応する主な SDGs のゴール> 	【主な取組】	【今後の目標・達成時期】 【目標達成に向けた取組】
9	雇用の維持・拡大 [取組の具体例・主な視点] ・就職後のミスマッチが起きない仕組みづくり(インターンシップ、内定後のフォローアップなど) ・会社の成長・発展に向けた事業転換や経営多角化、設備投資 ・新規出店や商圏拡大、M&A などの事業拡大 ・事業転換や多角化、商圏拡大などの方針を踏まえた人材のスキル転換、処遇改善、採用活動 <対応する主な SDGs のゴール> 	【主な取組】	【今後の目標・達成時期】 【目標達成に向けた取組】


10	人材育成・能力開発 [取組の具体例・主な視点] ・会社の業務に必要なスキルマップの作成 ・従業員のスキル把握、能力開発計画の策定 ・外部研修への参加推奨、積極的活用 ・OJTの質の向上に向けた業務内容のマニュアル化やトレーナー教育 ・ジョブローテーションによる計画的な従業員のスキルアップ <対応する主なSDGsのゴール> 	【主な取組】	【今後の目標・達成時期】 【目標達成に向けた取組】
+	プラスワン【 】 ★SDGsに関する特徴的取組で、経済1～10に該当しない取組があれば記載できる	【主な取組】	【今後の目標・達成時期】 【目標達成に向けた取組】

3. 環境

	取組項目	取組確認	現在の取組 (実施内容や時期などを具体的に記載)	今後の目標・目標達成に向けた取組
1	【気候変動リスク・機会の分析・対策①】 自然環境の変化が経営にもたらす影響 [記載上の主な視点] ・気候変動による災害リスクには、急性のもの(洪水、台風、自然火災等)と慢性のもの(海面上昇、高温、水不足等)があるとされています。 ・これらについて、自社、仕入先、顧客、物流網等の観点から影響の分析が必要です。 <対応する主なSDGsのゴール>  ほか多数	【リスク・機会の分析】 【分析に基づく主な取組】	【今後の目標・達成時期】 【目標達成に向けた取組】	
2	【気候変動リスク・機会の分析・対策②】 社会・制度の変化が経営にもたらす影響 [記載上の主な視点] ・気候変動による社会・制度に関するリスクには、政策・法規制、技術、市場、評判の4種類があるとされています。(コラム参照) ・これらについて、経営にどのような影響があるかの分析と対策の記載を求めています。 <対応する主なSDGsのゴール>  ほか多数	【リスク・機会の分析】 【分析に基づく主な取組】	【今後の目標・達成時期】 【目標達成に向けた取組】	

3	<p>【環境負荷リスクの分析・対策】 自社の事業活動が引き起こす影響</p> <p>[記載上の主な視点] ・事業活動における環境負荷については、インプット(原材料やエネルギー等)、事業活動(調達、生産、販売、使用、物流等)、アウトプット(廃棄、排出)に分けて検討することとされています。 ・事業活動の推進により、CO2 や廃棄物、化学物質等の排出、大気汚染や生物多様性、海や森林にどう影響するかの分析を求めています。</p> <p><対応する主な SDGs のゴール></p> 	<p>【リスク・機会の分析】</p> <p>【分析に基づく主な取組】</p>	<p>【今後の目標・達成時期】</p> <p>【目標達成に向けた取組】</p>
4	<p>【カーボンニュートラル①】 <省エネ> 燃料消費量の削減 (Scope1)</p> <p>燃料の燃焼等により、自社が直接排出した温室効果ガス(Scope1)について、環境省公開の排出係数等により算出します。 (参考) https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc [取組の具体例] ・燃料を電気や都市ガスへ切り替え ・設備の熱排出の再利用 ・省エネ設備へ更新</p> <p><対応する主な SDGs のゴール></p> 	<p><KPI> CO2 排出量 t-CO2/年(時点) ※売上高あたり排出量(t-CO2/百万円)でも可</p> <p>【主な取組】</p>	<p>【今後の目標・達成時期】 <KPI> CO2 排出量 t-CO2/年(時点) ※売上高あたり排出量(t-CO2/百万円)や基準年に対する削減割合目標などでも可</p> <p>【目標達成に向けた取組】</p>
5	<p>【カーボンニュートラル②】 <省エネ> 電力消費量の削減 (Scope2)</p> <p>他者から供給された電気・熱エネルギーの使用による温室効果ガス(Scope2)について、環境省公開の排出係数等により算出します。 (参考) https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc [取組の具体例] ・従業員が実践するための節電マニュアル作成、全社での実践 ・製品デザインの小形化、省資源化 ・省エネに対応した建物改修 ・社内炭素価格(インターナルカーボンプライシング)制度の導入による省エネ投資</p> <p><対応する主な SDGs のゴール></p> 	<p><KPI> CO2 排出量 t-CO2/年(時点) ※売上高あたり排出量(t-CO2/百万円)でも可</p> <p>【主な取組】</p>	<p>【今後の目標・達成時期】 <KPI> CO2 排出量 t-CO2/年(時点) ※売上高あたり排出量(t-CO2/百万円)や基準年に対する削減割合目標などでも可</p> <p>【目標達成に向けた取組】</p>

<p>6 【カーボンニュートラル③】 <創エネ>再生可能エネルギーの導入</p> <p>※再エネの売電は、環境9「環境配慮型商品・サービスの提供」に記載してください [取組の具体例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社工場や事業所の屋根に太陽光パネルを設置し、自家発電電力を活用 ・導入した再エネの性質に合わせた効率的な電気使用計画の策定 ・業務上発生する未利用間伐材を活用した木質バイオマス発電 ・温泉熱を活用した、植物工場での温度管理 ・再エネ由来の電力への切り替え ・再エネ100宣言 RE Actionに参加し、再エネ100%の目標を設定 <p><対応する主なSDGsのゴール></p> 	<p><KPI> 再エネ発電量 kWh/年(時点) ※全使用電力に対する割合でも可</p> <p>【主な取組】</p>	<p>【今後の目標・達成時期】 <KPI> 再エネ発電量 kWh/年(時点) ※全使用電力に対する割合でも可</p> <p>【目標達成に向けた取組】</p>
<p>7 廃棄物の削減</p> <p>※事業系一般廃棄物、特別廃棄物など、産業廃棄物以外も含めた取組としてください [取組の具体例・主な視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所における廃棄物の分析、削減計画立案、社内ルール整備等の推進 ・食品廃棄物削減に向けたフードシェアリングサービスの活用 ・製造過程での廃材を活用した新たな商品の開発 ・一般的な分別回収以上のリサイクルへの取組 <p><対応する主なSDGsのゴール></p> 	<p><KPI> 総廃棄物発生量 t/年(時点) ※売上高あたり廃棄量(t/百万円)でも可</p> <p>【主な取組】</p>	<p>【今後の目標・達成時期】 <KPI> 総廃棄物発生量 t/年(時点) ※売上高あたり廃棄量(t/百万円)でも可</p> <p>【目標達成に向けた取組】</p>
<p>8 水資源の適正な管理</p> <p>[取組の具体例・主な視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法等に基づく適正な管理・運用 ・工場内で水を循環利用するための施設整備 ・雨水を貯留し、散水やトイレの洗浄水などに活用 ・自社が使う水資源の量を把握、削減目標の設定 <p><対応する主なSDGsのゴール></p> 	<p>【主な取組】</p>	<p>【今後の目標・達成時期】</p> <p>【目標達成に向けた取組】</p>
<p>9 環境配慮型商品・サービスの提供</p> <p>※環境に関する内容を記載してください [取組の具体例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生分解性など、廃棄時に環境負荷が少ない素材を使った製品の開発・販売 ・グリーン商品の認定取得 ・製品別カーボンフットプリントの算出と表示 ・省エネ住宅の設計、建設への取組 ・希少野生動物等への影響に配慮した植苗、ビオトープ形成等の代償措置 <p><対応する主なSDGsのゴール></p>  <p>ほか多数</p>	<p>【主な取組】</p>	<p>【今後の目標・達成時期】</p> <p>【目標達成に向けた取組】</p>

10	環境面での社会貢献 ※環境に関する内容を記載してください [取組の具体例] ・会社としての海岸や砂丘の清掃活動の実施 ・グリーン購入法や FSC 認証に基づく取引先や商品選定 ・生物多様性の保全のための植樹活動や野生鳥獣保護活動の実施 ・J-クレジット購入による地域の森林保全の推進 <対応する主な SDGs のゴール> 	【主な取組】	【今後の目標・達成時期】 【目標達成に向けた取組】
+	プラスワン【 】 ★SDGs に関する特徴的取組で、環境1～10に該当しない取組があれば記載できる ※他の取組項目に該当しない、サプライチェーン全体での CO2 削減の取組 (Scope3) は、ここに記載。	【主な取組】	【今後の目標・達成時期】 【目標達成に向けた取組】

■物理リスクと移行リスク～TCFD～

- ・企業の持続的発展のためには、企業が直面する気候変動の影響による様々なリスクと機会について、将来的に財務上の重要な影響を及ぼす可能性があるか、ステークホルダーが関心を抱いている事象かという視点で検討し、自社にとっての重要度を評価することが必要です。
- ・そのためには、まず、業界・自社にとって重要な気候関連のリスク・機会が想定・特定できていることが重要です。
- ・リスク・機会項目は、大分類として気候変動による物理的変化に関する物理的リスクと低炭素経済への移行に関する移行リスクに分けられます。

種類	定義	種類	主な側面・切り口の例
物理リスク	気候変動による「物理的」変化に関するリスク	急性リスク	サイクロン・洪水のような異常気象の深刻化・増加等
		慢性リスク	降雨や気象パターンの変化、平均気温の上昇、海面上昇等
移行リスク	低炭素経済への「移行」に関するリスク	政策・法規制リスク	カーボンプライシング、排出量の報告義務の強化、プラスチック資源循環法などの法規制、補助金政策
		技術リスク	既存の製品・サービスを低炭素のものに置き換え、代替技術の研究開発費増加、新たな業務のプロセス導入コスト
		市場リスク	消費者の嗜好の変化による需要減少、エネルギー・原材料コストの上昇
		評判リスク	顧客の評判の変化、投資家や金融機関の評判の変化

- ・事業インパクトの大きいリスク・機会に対しては、どのような状況下でも対応しうるレジリエント(強靱)な対応策を検討しておくことが重要です。
- ・TCFD 提言では、気候変動緩和策・適応策による経営改革の機会を5つに分類し例示しています。

種類	主な切り口の例
資源の効率性	交通・輸送手段の効率化、製造・流通プロセスの効率化、リサイクルの活用、効率性のよい建築物、水使用量・消費量の削減
エネルギー源	低炭素エネルギー源の利用、政策的インセンティブの利用、新規技術の利用、カーボン市場への参画、エネルギー安全保障・分散化へのシフト
製品/サービス	低炭素商品・サービスの開発・拡大、気候への適応対策・保険リスク対応の開発、研究開発・イノベーションによる新規商品・サービスの開発、ビジネス活動の多様化、消費者選好の変化
市場	新規市場へのアクセス、公的セクターによるインセンティブの活用、保険補償を新たに必要とする資産・地域へのアクセス
強靱性	再エネプログラム、省エネ対策の推進、資源の代替・多様化

出所：環境省 TCFD を活用した経営戦略立案のススメ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイド～

■Scope1,2,3～TCFD～

- スコープ1 燃料の燃焼、工業プロセス等、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出
- スコープ2 他者から供給された電気・熱・蒸気の使用に伴う間接排出
- スコープ3 原材料の調達、従業員の出張、廃棄物の処理委託など、事業者の活動に関する他者の排出



出所：環境省・経済産業省 グリーン・バリューチェーンプラットフォーム「サプライチェーン排出量 概要資料」

■FSC 認証

適正に管理された森林から産出した木材などに認証マークを付けることによって、持続可能な森林の利用と保護を図ろうとする制度

10. よくある質問と回答 (Q&A)

申請にあたり、疑問を感じた場合は、まずは、こちらの Q&A をご確認ください。

【制度全般】

Q1 認証制度を創設する目的は何ですか。

A SDGs への取組は、中小企業等の事業活動においても、サプライチェーンや人材確保など様々な場面で、既に目の前の課題となってきたため、こうした経営課題に的確に対応し、**企業価値向上を図るツールとして活用いただくことを目的**としています。

Q2 県独自の認証制度を作ることに、どんな意味がありますか。

A SDGs や ESG に関する開示基準については、国際的な統一の動きはあるものの、グローバルに資金調達を行う大企業が取り組むべき内容となっており、必ずしも地域の中小企業等の経営実態に沿ったものとなっていないのが実情です。

そこで、本県が令和4年に創設した「とっとり SDGs 企業認証制度」は、**中小企業等が SDGs・ESG 経営に取り組む際の羅針盤として、使い勝手の良いツールと位置づけている**ものです。

Q3 認証されると、どんなメリットがありますか。

A 認証制度に取り組むことを通じて、**SDGs の視点で自社の経営を網羅的に再確認**することが可能になります。実際に認証された場合は、一定の**客観性のある形で、SDGs の取組を様々な利害関係者（ステークホルダー）に PR** できます。

また、**県においても、認証事業者の PR を継続的に行っていくことに加え、資金調達支援やビジネスマッチング支援などの施策も活用することが**できます。

Q4 認証の対象者を教えてください。

A 鳥取県内に事務所又は事業所を有する営利事業を営む事業者です。

※本制度は SDGs 経営への取組を通じて市場経済における競争優位の源泉となる企業価値向上を図ることで、持続可能な経営力の向上や資金調達の円滑化を目的としているため、NPO 法人や社会福祉法人、医療法人などの非営利団体は本制度の対象ではありません。

Q5 大企業でも受けられるメリットはありますか。

A 4 ページに記載したメリットについては、基本的に事業者の規模や業種によらず受け取ることができます。一部の支援等については、中小企業向けになる場合もありますので、支援策の活用時には対象者をご確認ください。

【申請書】

Q6 複数店舗・事業所がありますが、どのような形で申請すればいいですか。

A 本制度は、事業者単位で申請いただくこととしています。店舗や事業所、事業形態の数によらず、法人単位（個人事業主であれば、代表者が行う事業全体）で申請してください。

Q7 県外本社の企業ですが、県外事業所の部分まで含めた取組内容を記載する必要がありますか。

A Q&A6 に記載のとおり、原則として事業者単位での申請を想定しておりますが、県内の事業所に絞った申請とすることも可能です。なお、いずれの形での申請であっても、県の支援施策については、県内の事業所を対象とした取組が支援対象となります。

Q8 他社との合同申請はできますか。
A 資本関係のある親子会社のみ合同申請が可能です。 合同申請の場合は、代表となる事業者が一括して申請を行い、様式 1 号で合同申請を行う旨と各事業者の情報を記載してください（13 ページ参照）。チェックシートへ記入する取組は合同申請を行う全社で行っている取組としてください。 また、合同申請を行った場合、 交付する認証書へは代表事業者名のみが記載されます。

Q9 いろいろな業態があるのですが、業種のチェックは一つでなければいけませんか。
A. 主たる業種一つにチェックをお願いします。

Q10 自分一人でやっている会社ですが、SDGs の推進体制はどう書いたらいいですか。
A 本制度は、事業所規模に応じた取組内容で申請することができる制度としており、一人または小規模の事業者であれば、様々な役割を果たしている経営者自身が SDGs についても推進の責任者となることが想定されるため、そのような記載で構いません。 一方で、一定規模の企業であれば、その規模に応じた推進体制が期待されることです。

Q11 会社でビジョンを作って取り組んでいます。2030 年をターゲットにしていません。別途作る必要がありますか。
A 本認証制度は、2030 年に目指すゴールである SDGs の実現に向けたものであるため、会社のビジョンをベースに、2030 年に目指す姿を記載してください。

Q12 現在の会社のビジョンには、社会やステークホルダーのことまでは記載がありません。別途作る必要がありますか。
A 本認証制度は、2030 年に目指すゴールである SDGs の実現に向けたものであるため、会社のビジョンをベースに、社会やステークホルダーの観点も踏まえて、2030 年に目指す姿を記載してください。

【チェックシート】

Q13 すべての項目を記載しないといけませんか。
A すべての項目を記載する必要はありませんが、申請者の取組の全体像を理解することが、より適切な審査につながりますので、取組が十分でなく、自社の判断では「○」とならない項目についても、できるだけ記載してください。

Q14 いくつの項目に取り組んでいれば、認証されますか。
A 申請上の最低限の要件として、社会・経済・環境の各側面について 6 項目以上、かつ、全部で 21 項目以上の取組項目が「○」になる必要があります。これを満たした申請について、審査会において認証の可否を審査します。

Q15 数値を記載する項目がありますが、数値までは把握していません。
A この機会に数値を把握し、SDGs を踏まえた目標を立て取り組んでいただくことも、本制度の目的のひとつです。現時点で把握できていないものについては、専門家派遣などの支援施策も活用し、把握・改善の取組を進めていただきたいと思います。（支援施策の活用には、認証支援事業者に選定される必要があります。）

Q16 具体的に取組内容を記載しようとすると、記載欄が小さすぎます。図や表も使って説明したいのですが、どうしたらいいですか。
A 記載欄を広げるなどして、できるだけ具体的に取組内容を記載してください。チェックシートでは説明しきれない場合、別途資料を添付いただいて結構です。その場合、どの項目に対する説明資料かわかるようにしておいてください。

Q17 網羅的な取組とは、どういう状態をいいますか。

A 各取組項目について、取り組んでいるといえるには、まずは 1 つの具体的なアクションを起こしていくことが重要です。ただし、1 つのアクションだけでは、客観的には十分といえないため、この手引きのチェックシートの記載例（16 ページ～24 ページ）に記載している、様々な具体例や視点を参考に、様々な角度から複数のアクションを組み合わせ、取組を進めていることが望ましいと考えています。

Q18「プラスワン」の項目は何のためにありますか。

A 本制度では、SDGs 経営に必要な取組の全体像をチェックシートにより見える化することとしていますが、様々な関連指標群の中から、社会・経済・環境それぞれについて、中小企業等に幅広く関係する重要度の高い 10 項目（計 30 項目）に絞って構成しており、個別の企業の視点では、30 項目に入りきらない重要な取組項目があることが想定されます。

そのような、既存の項目に入りきらない取組項目も的確に評価できるよう設けたものが、「プラスワン」の項目です。

Q19「プラスワン」の項目は、自社が力を入れていることを書けば、どんな内容でも評価されますか。

A 「プラスワン」の項目は、あくまで既存の項目に入りきらない取組項目を評価するものであるため、記載された内容が、既存の取組項目に該当する内容とみなせる場合は、評価の加算対象にはなりません。

Q20 自社の取組をどの取組項目欄に記載すればいいか、判断がつかません。

A この手引きのチェックシートの記載例（16 ページ～24 ページ）に記載している、様々な具体例や視点を参考に、記載する項目を整理してください。

わからない場合は、関係しそうな取組項目欄に記載いただければ、申請の受付時や事務局審査の際に判断し、項目の振り分けの修正をさせていただきます。（これにより、取組項目数の不足などが出てくることもありますので、ご注意ください）